

港町つばさクリニック

窓口負担金 ご案内



当院では、令和6年6月の厚生労働省による診療報酬改定に伴い

脂質異常症・高血圧症・糖尿病の3疾病に対し
「生活習慣病管理料」を算定しております。

これは脂質異常、高血圧、糖尿病を主病とする患者様の総合的な治療管理を目的とする管理料です。生活習慣病に対する質の高い疾病管理を推進するという観点から新設されました。

これまで生活習慣病をお持ちの方には「特定疾患療養管理料」を算定し管理・指導を行ってまいりました。

しかし、今回の診療報酬改訂で「特定疾患管理料」の対象疾患から「脂質異常症」「高血圧」「糖尿病」が除外となり、これらの疾患を主病とする患者様には「生活習慣管理料Ⅱ」を算定し管理・指導を行うこととなりました。

算定項目	令和6年5月まで	令和6年6月から
生活習慣病管理料2	—	333点
特定疾患管理料	225点	—
外来管理加算	52点	—
特定疾患処方管理料	66点	—
合計	343点	333点

お問い合わせ

〒210-0807

川崎市川崎区港町5-2リヴァリエB棟104号

TEL044-211-8866 FAX044-211-8881



医療法人つばさ会
港町つばさクリニック